

## 豊中市立学校給食センターの施設見学及び試食に関する要綱

(目的)

### 第1条

この要綱は、市内の幼稚園等・小中学校の児童生徒とその保護者の方などを対象に学校給食に対する理解を深めるために実施する原田南学校給食センター及び走井学校給食センター（以下：「給食センター」という。）の施設見学及び試食に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

### 第2条

給食センターの施設見学及び試食を行うことのできる者は、つぎのとおりとする。

- (1) 市内の小中学校の児童生徒及びその保護者
- (2) 就学前の幼児及び保護者
- (3) その他教育長が認めるもの

(実施時期)

### 第3条

見学及び試食を行うことのできる時期は、給食センターの稼働日時で、業務に支障がないと給食センター所長（以下「所長」という。）が認めた日時とする。

(申込み)

### 第4条

見学及び試食をしようとする者は、その実施日の2週間前までに対象となる給食センターに申込書を所長に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 見学をすることができる人数は、40人以内とする。また、最少実施人数は、8人とする。ただし、学校行事（校外学習等）により見学する場合にあっては、事前の所長への確認を経て、40人以上の人数で見学することができる。
- 3 試食をすることができる人数は、施設の関係上1回30人を上限とする。また、最少実施人数は、8人とする。ただし、学校行事（校外学習等）により試食する場合にあっては、事前に所長への確認を経て、30人以上の人数で試食することができる。

(変更又は中止)

### 第5条

所長は、次に掲げる場合は、見学又は試食の変更又は中止をすることができる。

- (1) 災害、事故、警報発令等により学校給食が中止される場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、給食センターの業務に支障があり、又はその恐れがあると所長が認める場合

(費用負担)

### 第6条

試食をしようとする者は、試食に要する費用として原材料費に相当する金額を負担するものとする。

(委任)

### 第7条

この要綱に定めるもののほか、給食センターの施設見学及び試食について必要な事項は所長が定める。

### 附則

この要綱は、平成27年（2015年）9月1日から実施する。

この要綱は、令和元年（2019年）10月28日から実施する。